

商品概要説明書

普通貯金無利息型（決済用）

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	・普通貯金無利息型（決済用）
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・隨時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・隨時払い戻します
6. 利息	・利息はつきません
7. 手数料	・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
8. 付加できる特約事項	・個人のものは総合口座による当座貸越ができます (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・利息はつきませんので税金はかかりません
9. 中途解約時の取扱い	一
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融担当部署（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	・通帳に記帳していない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。なお、翌月19日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳することはいたしません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいずみの